

那覇市建築計画概要書等の写しの交付事務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市手数料条例(平成24年12月28日那覇市条例第71号)に基づく建築計画概要書その他の建築基準法(昭和25年法律第201号)第93条の2の規定に基づく建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項の書類(以下「建築計画概要書等」という。)の写しの交付事務について必要な事項を定めるものとする。

(写しの交付の場所)

第2条 建築計画概要書等の写しの交付の場所については、那覇市都市計画部建築指導課とする。

2 建築計画概要書等の写しの交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が郵送による交付を申請する場合は、前項の規定にかかわらず、郵送による交付を行うことができる。

(交付の時間等)

第3条 建築計画概要書等の写しの交付の時間等は、那覇市建築計画概要書等の閲覧に関する規程(平成21年3月12日都市計画部長決裁)第3条を準用する。

(写しの交付手続)

第4条 申請者は、建築計画概要書等の写し交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(写しの交付に係る手数料)

第5条 申請者は、那覇市手数料条例で定める建築計画概要書等の写しの交付手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料は、建築計画概要書等の写しの交付を受ける前に納付するものとする。

3 郵送による交付を申請する場合の当該郵送にかかる費用については、申請者の負担とする。

(写しの交付)

第6条 建築計画概要書等の写しを交付する場合は、写しの交付年月日及び建築計画概要書等に記載された事項の写しに相違ない旨を表示し交付する。

2 建築計画概要書等の一部に印影及び個人の電話番号が記載されている場合は、当該部分を墨塗りして写しを交付する。

(写しの交付ができない場合)

第7条 次に掲げる場合は、写しの交付をすることができない。

(1) 建築物等(建築物、工作物、昇降機又は建築設備をいう。)を特定しない場合

(2) 当該建築計画概要書等が保存されていない場合

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、建築計画概要書等の写しの交付事務について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。